

職場における業務が原因で精神障害を発病した
場合は、労災保険の対象になる場合があります。

香川労働局では、下記のとおり、労災精神障害専門調査員
による相談窓口を開設しておりますので、ご利用ください。

記

1. 開設日時 毎月第4水曜日 13時から16時まで
(但し、この日が閉庁日の場合を除く。)
2. 開設場所 香川労働局労働基準部
労災補償課内精神障害相談窓口
(TEL087-811-8921)
高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎北館3階
3. その他 相談については事前予約が必要ですので、相談を
希望される方は相談日の7日前までにあらかじめ
電話にて予約をお願いします。